

平成28年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成27年度第1四半期）

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
	該当無し										

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成27年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成27年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成28年度)を記載すること。

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成27年度第1四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務室賃貸借契約(本部)	理事 馬場一洋	平成27年4月1日	恵比寿興業(株) 東京都港区麻布台2-2-1	現在事務所が入居しているビルの賃貸借契約であるため競争に付すことが困難なため。 なお、近隣類似の価格と比較しても、月当たりの単価は安価なものとなっている。 (契約事務細則第28条第1項第1号二(ii))	—	225,585,900	—	—	現在事務所が入居しているビルの賃貸借契約であるため競争に付すことが困難なため。 なお、近隣類似の価格と比較しても、月当たりの単価は安価なものとなっている。 (契約事務細則第28条第1項第1号二(ii))	5	
事務室賃貸借契約(札幌)	札幌事務所長	平成27年4月1日	(一社)北海道酪農協会 札幌市中央区北3条西7丁目1番地	現在事務所が入居しているビルの賃貸借契約であるため競争に付すことが困難なため。 なお、近隣類似の価格と比較しても、月当たりの単価は高いものではない。 (契約事務細則第28条第1項第1号二(ii))	—	2,617,920	—	—	現在事務所が入居しているビルの賃貸借契約であるため競争に付すことが困難なため。 なお、近隣類似の価格と比較しても、月当たりの単価は高いものではない。 (契約事務細則第28条第1項第1号二(ii))	5	
平成27年度ベジフルネットの利用	理事 西岡篤彦	平成27年4月1日	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町1-3-1	独立行政法人110条に基づき平均販売価額の算定を行う必要がある。平均販売価額算定は、同方法書31条に基づき、指定野菜事業の対象市場から売買仕切データを受信し、集計を行う必要がある。この売買仕切データは、全国農業協同組合連合会が開発したベジフルネットでしか、入手することができないため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(v))	—	1,296,000	—	—	独立行政法人110条に基づき平均販売価額の算定を行う必要がある。平均販売価額算定は、同方法書31条に基づき、指定野菜事業の対象市場から売買仕切データを受信し、集計を行う必要がある。この売買仕切データは、全国農業協同組合連合会が開発したベジフルネットでしか、入手することができないため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(v))	12	
アドバンストレーディング社の会費	総括理事 強谷雅彦	平成27年5月29日	Advance Trading 1619 Commerce ParkwayBloomington, IL	他では得られない情報で、当機構の情報収集提供業務を行う上で必要不可欠であるため。 (契約事務細則第28条第1項1号二(v))	—	1,502,640	—	—	他では得られない情報で、当機構の情報収集提供業務を行う上で必要不可欠であるため。 (契約事務細則第28条第1項1号二(v))	12	
平成27年度世界貿易統計データベースの購入	総括理事 強谷雅彦	平成27年6月8日	IHS Global Pte Ltd 8 Marina View,#12-01 Asia Square Tower 1 Singapore 018960	法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため。 (契約事務細則第28条第1項(1)二(v))	—	8,909,824	—	—	法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため。 (契約事務細則第28条第1項(1)二(v))	12	

【記載要領】

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - 緊急の必要により競争に付すことができない場合「13」
 - 競争に付すことが不利と認められる場合「14」
 - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - 特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
 - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - その他、類型区分に分類できないものについては「19」